

2016年9月 日

〇〇市町

訪問介護事業所及び通所介護事業所 御中

大阪社会保障推進協議会

会長 井上 賢二

〇〇〇社会保障推進協議会

会長 〇〇〇〇

# 泉州地域各市町村介護保険新総合事業

## 「現行相当サービス」報酬切り下げに関する緊急調査について

各事業者におかれましては、日々、地域の高齢者のいのちとくらしを守るためのサービス提供にご尽力いただきありがとうございます。

さて、来年4月からは要支援者の訪問介護と通所介護が各市町村の総合事業に順次移行します。多くの自治体は現行相当サービスと基準緩和サービスA等を実施することが大阪社保協調査や現在実施している自治体キャラバン行動で明らかになっていますが、泉州地域では各自治体が相談して、横並びで「現行相当サービス」(現在の事業所が現在と同じサービスを実施する)の報酬の実質切り下げを検討しています。

具体的には、報酬単価から出来高報酬(回数単価)にするというものです。

例えば、岸和田市資料によると訪問介護サービスの場合、週一回程度(月4回まで)1回266単位、週2回程度(月8回まで)1回270単位、週2回超える程度(月12回まで)1回285単位となっています。これでは例えば一月4回訪問すると266単位×1064単位となり、現行1168単位ですから8.9%ダウンとなります。また通所介護でも同様に週1回あたり378単位となります。

これでは、有資格者が要支援者へのサービスをこれまで通りサービスを提供しても報酬が下がるということになり、採算が合わなくなり、経営が今まで以上に困難になることが予想されます。

つきましては、大変お忙しいところ誠に申し訳ありませんが、別紙の内容での緊急調査を実施いたしますので、ご協力ください。

回答については9月末までの締切とさせていただき、集約し10月中旬までには取りまとめ、〇月〇日( )開催する「学習決起集会」(別紙)で報告するとともに、自治体に対して「要望書」として提出。さらに大阪社保協ホームページに掲載、マスコミ等にも知らせることといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

# 新総合事業現行相当サービス「包括報酬」から「出来高払(回数ごと)報酬」となった場合の影響緊急調査

◆事業所の所在地

◆業種 訪問介護事業所 通所介護事業所

(1) 出来高単価でどれだけの減収になるのか計算をお願いします。お答えいただくのは③の割合だけで結構です。

① 8月1ヵ月の利用実績×出来高単価 の報酬額

※訪問介護は週1回程度1回266単位、週2回程度1回270単位、月5回でも1168単位を上限として計算してください。通所介護は1回378単位で計算してください。

② 現行の8月の報酬額

③ ①－② ⇒ ( )%減

(2) 出来高制報酬による報酬削減でやっていけますか

- やっていけると思う
- やっていけないと思う
- わからない

(3) もし、このような出来高報酬となった場合どのような対策をとりますか

- 要支援者を受けない
- 人件費を削る
- その他経費を削る
- 事業を縮小する
- 事業から撤退する
- その他( )

(4) この案に対して自治体に対して言いたいことがありますか？

ありがとうございました。9月末までに〇〇社会保障推進協議会fax〇〇-〇-〇〇までお願いいたします。